

平成26年度第3回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日 時：平成27年2月12日（木）午後4時30分から午後5時45分まで
  - ・場 所：向日市役所 大会議室
  - ・出席者：（委 員）大田直史会長、植田進委員、酒井美智子委員、  
野田崇委員、吉松裕子委員  
（説明員）浅田総務課管財担当課長、森管財係長  
（事務局）酒井市民生活部長、小田市民生活部次長兼市民参画課長、  
八木主幹、藤野課長補佐
  - ・傍聴者：なし
  - ・議 事：  
諮問事項  
市庁舎への安全カメラの設置に伴う個人情報の収集等について
- 

議事（要旨）

1 開会

2 議事 諮問事項

市庁舎への安全カメラの設置に伴う個人情報の収集等について

事務局

（審議事項の概要説明）

昨今の、庁舎内での事件の増加に対応するため、市庁舎への安全カメラの設置を、実施機関は計画しております。担当は、庁舎の管理を担当する総務部総務課管財係です。

実施機関では、撮像は、条例8条2項1号で収集を制限されている心身に関する個人情報であるとし、諮問書を提出しております。

実施機関

（事業の概要説明）

いわゆる行政対象暴力が、全国の自治体でも相次いでおり、深刻な社会問題となっております。平成25年に宝塚市役所で起きた放火事件や、平成26年、亀岡市役所で、職員を刃物で斬りつける事件は記憶に新しいところです。

また、本市でも比較的死角になるトイレで、悪質かついたずらと思われる事例がおこっており、本市職員の不祥事もございましたところから、庁舎管理上有効な予防策を早急に行う必要があります。

安全カメラは、犯罪を予防する有効な手段であり、庁舎内での暴行等を未然に抑止する効果が期待できると考えています。

実施機関

（事業の内容説明）

安全カメラは、犯罪の予防、犯罪発生時等の検証、緊急時の状況確認及び職員への不当な圧力を排除することを目的として設置します。

運用要領を策定し、管理責任者及び操作担当者を定めます。

安全カメラの設置場所は、図面のとおりです。

記録データの保存期間は原則7日間とします。ただし、庁舎内の防犯上等の理由により、管理責任者が必要と認めた場合は、7日間を超えて保存します。7日間を超えて保存する場合は、磁気媒体等に複写してこれを保存するものとし、その理由、年月日、データの内容を記録するものとします。保管の必要がなくなった時点で、破砕等の適切な方法により、速やかに破棄します。

記録のデータは、刑事訴訟法第197条第2項その他法令に基づく照会があった場合などで、管理責任者が適当であると認めた際に、外部提供を行います。記録データを利用し、又は提供した場合は、その理由、期日、提供した相手方の名称、記録データの内容を記録します。

その他、向日市個人情報保護条例に基づき、適正な管理を行います。

会長

府内の他市町村の状況はどうなっていますか。

事務局

宇治市、京田辺市、舞鶴市、亀岡市、木津川市は、諮問をしたと聞いています。ただし、公園や駅前ロータリーなど、街頭設置のカメラについての諮問をされているようです。

委員

条例8条3項の本人以外からの収集の制限との関係はどのように整理をされましたか。

実施機関

俯瞰で撮影するため、映像だけで個人を判別することは難しいことから個人情報といえるのかも考えましたが、男女の別などは識別できるため、身体に関する情報は得ることができることから8条2項の適用について諮問をしました。

委員

条例8条3項5号に定められている審議会の意見を聴くとするところについても審議するのでしょうか。本人からの収集であると整理をされましたか。

実施機関

本人からの収集とはみなしていません。

事務局

8条3項に該当しないということではないので、あわせてご審議をお願いします。

委員

8条3項についても審議をするということでしょうか。

経産省のガイドラインでは、本人外からの収集であるということを前提に、撮影中であることの明示をすることとしています。また、日弁連の意見書も同様になっていますので、一般的には本人以外からの収集であるということ整理されていると思います。

会長

では、8条3項について、なにか説明はありますか。

実施機関 先ほどの説明以上には特にありません。

会長 公益上の必要というのは設置の目的ということになると思います  
が、犯罪の予防ということはいえるのでしょうか。

委員 「撮影しています」というだけで、ある程度の牽制になるとは認め  
られます。来庁者の安全にも関わることです。

委員 必要性という点を補強する意味で、いたずらがあったと先ほどあり  
ましたが、どれくらいの頻度でどのようなことがあったのですか。

実施機関 昨年は、トイレ内に便がまき散らされていた事象がありました。も  
しかすると、この事象は、いたずらではないということも否定しきれ  
ません。  
あといたずらであることがはっきりしているのは、トイレの水栓が  
全開にされていて、水浸しになったことがありました。  
大事件に至るようなことはなくても、窓口で脅迫的なことを受ける  
ことがあります。私自身も胸ぐらをつかまれてペンを胸に当てられた  
ことがあります。  
このときはこれで終わりましたが、エスカレーターすればどうなるか  
わかりません。ある程度は対処をしておくことは大事かと思いま  
す。これにより、私たち公務員が公正かつ公平な職務の遂行にあた  
ることができると思います。

会長 宝塚市では、カメラは設置されていたけれどもあのような事件が起  
こっているのです、どれほどの予防効果があるのかと疑問です。

実施機関 ある程度のやりとりがあつて事件に至ったのか、あるいは急にその  
ようなことが起こったのかなどは、ケースによると思います。

委員 「写しています」というだけでも、抑える人はいるでしょうね。

会長 そういう人もいますね。

委員 来庁者の安全の確保のほかに職員のサービス管理にまで及ぶようなら問  
題があると思いますが、そこへは及ばないということをはっきりさせ  
て、運用管理を行う必要があると思います。

実施機関 職員の管理という意味合いはありません。行政に対する暴力や死角  
となる場所へのいたずら等、犯罪の防止を目的としています。

委員 どの程度の範囲を撮影できるのですか。動かせるのですか。

実施機関 固定式で、約120度を撮影しています。

委員 「3. 5倍バリフォーカルレンズ」というのはズームですか。

実施機関 いいえ、ズームはできず、固定式です。

委員 窓口で申請書に書いてある名前がわかるとか、そういうものではないのですね。

実施機関 それは無理です。

委員 なるほど。それで個人情報かどうかということですね。  
記録データの取扱ですが、「記録データの保存期間は原則7日間とします。ただし、庁舎内の防犯上等により、管理責任者が必要と認めた場合は、7日間を超えて保存します。7日間を超えて保存する場合は」とありますが、具体的にはいつ誰が判断するものですか。

実施機関 管理責任者が、基本的には刑事訴訟法による照会などを受けたことにより判断します。その事件が解決されれば破棄することになります。

委員 原則一定期間保存するのではなく、個別に判断するのですか。

実施機関 このケースは3日間、このケースは5日間とか、一律に定めることは難しいと考えています。

委員 このあたりの管理責任者が判断するというのは、要領で定めるということですか。

実施機関 そうです。

委員 要領はまだつくられていないのですか。

実施機関 準備中です。お手元の概要を反映させたものとなります。

委員 外部提供の際には、管理責任者が外部提供の判断をするのですか。

実施機関 そうです。

委員 外部提供については管理責任者の判断だけですか。どこかからチェックが入るとかは考えられていますか。

実施機関 管理責任者の判断だけです。

事務局 従来の文書の個人情報の外部提供についても、提供を定めている案件では、実施機関がその都度判断しています。

委員 そうですね。いちいち審議会を開くわけにはいきませんね。

会長 カメラの設置場所について、今回はこのように提示をされていますが、将来的にもこのままですか。変更することもあるだろうと考えられますから、そのときには何か手続はありますか。

実施機関 目的が防犯ということで考えておりますので、目的から著しくずれるようなことがない限りは、特に考えていません。

委員 外の別棟には必要ないのですか。

実施機関 第1会議室は、会議室ですので設置しません。必要最小限の台数としています。

会長 公益上の必要性についてはわかりましたが、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」ということについては、とくに配慮されていることがありますか。

実施機関 何か他の情報と照らし合わせて、誰であるかということが断定できるかということがポイントかと思いますが、このカメラは単独のシステムで、俯瞰の位置から撮影するため、誰なのかということにはわかりませんし、もちろん申請書の内容がわかるようなものではありません。  
ごく標準的なもので、悪くしすぎると何が起きているのかもわからないこととなります。特定の個人を認識できるところまでには至らないと考えています。

委員 何かがあったときに、殴ったかどうか分かるというところですね。

委員 それはわかるというくらいの解像度なんですね。

実施機関 そうということです。

委員 カメラ自体の性能は、もっと明確に撮れるのですか。

実施機関 撮れるのですが、距離が遠いので顔が認証できるかといえば、はっきりするような状態ではありません。

委員 設置目的と照らして、的確に運用されればよいと思います。職員の監視に使っているなどの誤解を受けないように運用していくことが大事です。

会長 その他意見もないようですので、このあたりで、論議は終了したい

と思います。実施機関の担当者は、退席いただいてけっこうです。

－実施機関 担当者 退席－

会長

特に反対というご意見もありませんでしたから、いろいろと配慮をした上で設置を認めるということといたします。指摘があったような職員の監視に使うことがないようにとか、個人情報保護条例の主旨に沿った運用に留意いただくとかが条件となります。